

我孫子市婦人ガン療養者医療費融資条例

(目的)

**第 1 条** この条例は、市が行う集団検診に基づき婦人ガンの手術を行う者（以下「療養者」という。）又は介護者に対し、金融機関を通じて必要な費用を貸付することにより、入院治療を容易にし、市民の健康管理の充実と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 婦人ガン 市の検診で子宮ガンと診断され、手術を必要とする者
- (2) 介護者 療養者の親権を行う者又は後見人であつて、当該療養者と生計をともにしている者

(資格)

**第 3 条** 医療費の貸付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳に記録されている療養者又は介護者であること。
- (2) 保証人があること。

(貸付金融機関)

**第 4 条** 医療費の貸付を行う金融機関は、市長が別に指定する。

(貸付額)

**第 5 条** 医療費の貸付額は、1 件 15 万円以内とする。

(申請)

**第 6 条** 医療費の貸付を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

(貸付の決定)

**第 7 条** 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、貸付を決定し、この旨を通知する。

(償還期限等)

**第 8 条** 貸付金の償還期間は、資金の貸付を終えた日の属する月から起算して、6 月据置き、18 月以内の期間に返還しなければならない。

(利子の補給)

**第 9 条** 市長は、医療費の貸付を受けた者に対し、全額利子補給を行うものとする。

(委任)

**第 10 条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。